

滋賀県立障害者福祉センター

令和7年度 水泳選手育成、バスケットボール選手育成 募集要項

1. 開催情報

教室名	対象者	定員
水泳選手育成	小学校6年生以上の障害のある人 ※当センターの設定条件を満たす人	20人程度
バスケットボール選手育成	療育手帳所持者および準ずる人。 ※中学校・養護学校・高等養護学校でバスケットボールを行っていた人 ※当センターの設定条件を満たす人	20人程度

※当センターの設定条件とは、「県障害者スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会への出場を希望し、高い意識で練習会に参加できること」です。

教室名	時間	曜日	開催日	回数
水泳選手育成	18:30~20:30	金	4/11・18・25、5/9・16・23・30、6/6・13・27、7/4・11・25 8/1・8・22・29、9/5・12・26、10/3・31、11/7・14・28 12/5・12・26、1/9・23・30、2/6・13・27、3/6・13	36
バスケットボール選手育成	13:30~16:30	土・日・祝	4/5・20、5/17、6/7・21、7/5・21、8/10・17、9/7・27 10/4・12、11/3・30、12/14・28 ※県大会(未定)含む	23
	13:00~15:00		1/17・31、2/7・21、3/7	

2. 費用

受講料は無料。ただし、スポーツ安全保険料が必要。

3. 申込方法

初めて受講を希望する方

・当センターまで事前にご連絡ください。

・聞き取りと実技実施後、所定の受講申込書と予備調査表に必要事項を記入の上お申込みください。

継続して受講をする方

・所定の受講申込書と予備調査表に必要事項を記入の上、保険料を添えてお申込みください。

※手帳のない在学中の対象者は、特別支援学校、特別支援学級の在学証明書(センター様式あり)を併せて提出してください。

5. 受付期間

随時受付を行います。

6. 決定方法

・初めて受講を希望する方は、聞き取りを実施の上、決定します。

※水泳選手育成については泳力を確認します。

※バスケットボール選手育成については、ルールの理解と体力等を確認します。

・スポーツ安全保険料の納付をもって正式に受講決定となります。

※初回から参加される方は、4月3日(木)までにスポーツ安全保険料を納付してください。

7. 持ち物

・水泳選手育成 【水着・スイムキャップ・ゴーグル・飲み物等】

・バスケットボール選手育成 【運動できる服装と体育館シューズ・飲み物・タオル等】

8. その他

・予備調査表に記載された内容について、医師の意見書の提出を求めることがあり、医師の指示内容によっては、教室の受講が出来ないこともありますので、予めご了承ください。

・現在高血圧の治療をされている方は、教室受講前に血圧測定をしていただけます。

場合によっては、参加をお断りすることがありますのでご了承ください。

・健康管理は本人の責任です。各自で十分留意してください。

万一の傷害については、応急の処置は行いますが、その後の責めは負いません。

・水泳選手育成受講者は、当センターの他の水泳関連教室を受講することはできません。

・取材や記録のため、写真撮影させていただくことがあります。また、広報等の刊行物に掲載することもありますので、ご了承ください。

・申込みにあたって記載していただいた個人情報、本教室運営上、センター利用上に関する目的以外で使用することはありません。

・開催日が悪天候(特別警報・暴風警報等発令)の場合や社会状況により中止または日程変更することがあります。

・詳細は、直接センターへお問い合わせください。

9. 問い合わせ

滋賀県立障害者福祉センター 業務課

〒525-0072 滋賀県草津市笠山八丁目5番130号

TEL 077-564-7327 FAX 077-564-7641

URL <https://www.shiga-fukushi-center.com/>